

令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及び  
データ制作等業務企画提案募集要項

1 委託業務名

令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務

2 趣旨

埼玉県では、県民に対して県政情報等を提供するとともに、県政への理解と協力を得るため、埼玉県広報紙「彩の国だより」を毎月発行している。

令和6年度の本事業の実施について、デザイン・レイアウト等の専門的な技術を有する事業者へ委託することとし、事業者を選定するに当たって企画提案を募集するものである。

3 予算額

上限 18,122,600円（消費税及び地方消費税込み）

※ 本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

4 委託業務の内容

令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務仕様書のとおり

5 作業案件

- (1) 提案された企画は事業者を選定する為のものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整をはかりながら、あらためて精密な企画を立案して進めること。
- (2) 本県職員と綿密な企画調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。

6 応募資格

次の項目のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「印刷（製本含む）」の「一般印刷」又は「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」の「制作等関連業務」に登録された者であること。
- (5) 令和3年度以降における国又は地方自治体の広報紙等の広報物のデザイン・

レイアウト業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。

## 7 企画提案募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年2月13日（火）	要項の公開（HPの公開）
令和6年2月13日（火）～21日（水）	質問受付期間
令和6年2月21日（水）	説明会
令和6年2月22日（木）	質問回答
令和6年2月22日（木）～28日（水）	参加者募集期間
令和6年2月22日（木）～3月7日（木）	企画提案書受付期間
令和6年3月上旬	第1次審査（書類審査①） ※5社を超える場合
令和6年3月中旬	第2次審査（書類審査②）
	契約候補者決定
令和6年4月1日（月）	委託契約

## 8 説明会

- （1）日 時：令和6年2月21日（水）13時30分から
- （2）場 所：オンライン（Zoom）
- （3）参加方法：法人名及び説明会出席者名を記載し、下記申込先まで電子メールにて申し込みをすること。  
（申込先）a2830-04@pref.saitama.lg.jp  
（メール件名）埼玉県広報紙「彩の国だより」プロポーザル説明会申込
- （4）申込期限：令和6年2月21日（水）12時

## 9 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- （1）質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- （2）電子メールアドレス：a2830-04@pref.saitama.lg.jp
- （3）電子メールの件名：彩の国だより質問書（法人名）
- （4）質問受付期間：令和6年2月13日（火）9時～21日（水）17時
- （5）質問の回答  
質問事項への回答は令和6年2月22日（木）までに、県ホームページに掲載する。

## 10 企画提案参加申請書の提出について

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

### （1）参加表明手続

令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務企画提案参加申請書（様式第1号）を発注者に提出することにより参加表明を行う。

### （2）受付期間

令和6年2月22日（木）9時～28日（水）17時

- (3) 提出方法  
持参、電子メール又は郵送（必着）  
※電子メールの場合は、送付の旨、担当あて電話連絡をすること。郵送の場合は、配達証明によること。
- (4) 提出先  
埼玉県県民生活部広報課  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎1階南側）
- (5) 提出書類  
令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務企画提案参加申請書（様式第1号）・・・1部

## 11 企画提案書等の提出について

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

- (1) 受付期間  
令和6年2月22日（木）9時～3月7日（木）17時
- (2) 提出方法  
持参又は郵送（必着）  
※FAX、Eメールでの提出は不可。郵送の場合は、配達証明によること。
- (3) 提出先  
埼玉県県民生活部広報課  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎1階南側）
- (4) 提出部数  
7部
- (5) 提出書類  
企画提案に当たっては、次の書類を提出すること。作品以外のすべての様式はA4版（企画提案書の別添資料はA3も可）  
ア 令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務企画提案書（様式第2号）  
⑦ A4用紙15ページ以内（片面印刷）とすること。  
⑧ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。  
⑨ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。  
・各記事のデザイン・レイアウトに込めた意図  
※題字「彩の国だより」については必ずデザインの意図を記載すること。  
・紙質に適合し、イメージ通りの色彩を表現するために自社で行える工夫  
・スマートフォンでも見やすくするためのWEBデザインの工夫  
・県からの指示を漏れなく実行するためのチェック体制の確保  
・広報紙をPRするための工夫
- イ 作品（1案又は2案）  
詳細は、別紙1「企画提案書の作品について」を参照すること。
- ウ 制作体制・スタッフ一覧・実績  
別紙2「制作体制・スタッフ一覧・実績（参考様式）」を参考に作成すること。
- エ 類似業務実績調書（様式第3号）

オ 見積書（様式自由）

(7) 宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

(8) 年間総額を消費税込みで記入し、内訳として月額（8ページの月額と12ページの月額を区別すること）、ホームページ更新データ作成の金額（8ページの月は30ページ、12ページの月は45ページと想定すること）を消費税込みで記すこと。

カ パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの

12 審査・選定

(1) 審査・選定方法

県が設置する企画提案審査委員会において、提出された作品、企画提案書（質疑応答含む）による審査を行い、最も優れた提案者を受注者として決定する。

なお、応募者が5者を超える場合は、第1次の書面審査を実施し、第1次審査を通過した者のみ第2次の書面審査（書面による質疑応答を1回実施する）を行う。

(2) 審査基準

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

13 契約候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

14 契約の相手方の決定方法

(1) 業務内容に関する細目事項については、提案された内容をもとに、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。

(2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等は、評価点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

(3) 企画提案において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

15 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

①談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

②資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

③虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

④指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの。

⑤配達証明以外の方法で郵送されたもの。

⑥提出書類（企画提案書、作品、制作体制・スタッフ一覧・実績、見積書、類似業務実績調書、法人の事業概要が分かるもの）がないもの

⑦参加申請書に申請者の記名のないもの。

⑧委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

- ⑨見積金額を訂正したもの。
- ⑩誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消し

令和6年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ①参加申請に係るすべての費用（作品、企画提案書の作成などに要する費用）は、参加者の負担とする。
- ②提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

16 埼玉県担当者連絡先

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当 後藤  
電話：048-830-2857 Eメール：a2830-04@pref.saitama.lg.jp